

【別紙】

公益社団法人日本歯科衛生士会

令和6年度 地域歯科衛生活動事業助成対象経費基準表

1 助成対象経費

科 目	対 象 者	支出基準の考え方
(1) 講師謝金	外部講師	外部講師の謝金額は「日本歯科衛生士会講師謝金等に関する規程」を準用する。
(2) 旅費交通費	外部講師及び歯科衛生士、従事者（交通費）	外部講師および歯科衛生士等による講師、指導担当者に <u>実費（公共交通機関）による旅費（交通費）</u> を支払う。但し、実費による計算が難しい場合は1日につき <u>500円</u> を限度として支払う。
	歯科衛生士、従事者（日当）	歯科衛生士 歯科衛生士による講師への謝金は、謝金でなく「日本歯科衛生士会旅費規程」に定める日当を支払う。（1日につき 2,600円） 従事者 指導担当者への謝金は、「日本歯科衛生士会旅費規程」に定める日当を支払う。（1日につき 2,600円）
(3) 印刷製本費	印刷業者などに発注して作成する印刷代、コピー機を使用した印刷代にかかる経費とする。（リーフレット、パンフレット、冊子、マニュアル、案内チラシ、ポスター、研修会等での配布資料など） ※業者発注を行わない印刷による経費（用紙、インクカートリッジなど）は消耗品費とする。	
(4) 通信運搬費	書類、物品等の運搬にかかる送料、振込手数料、郵券代は通信経費とする。 ※宅配料、切手、はがき代、WEB利用料など	
(5) 消耗品費	事業実施に必要な物品で、実施により消耗する物品、事務用品、書籍などで、実習用の消耗品、媒体や教材作成の資材費も含む。 ※備品購入は助成対象外です。	
(6) 賃借料	事業実施のための会場使用料、OA機器リース料、備品レンタル料などの経費。	
(7) 上記に該当しない経費	日本歯科衛生士会事務局会計担当までご相談下さい。 (arakaki@jdha.or.jp)	

2 助成対象外経費

次の経費については助成対象外となります。

(1) 講師や参加者、従事者の飲食費（講師への謝礼品、茶菓子代、弁当など飲食代）

(2) 実施により消耗しない備品の購入

※例 顎模型、計測機器類、印刷プリンター機器、デジタルカメラなど

(3) 事業実施にかかる講師および従事者等への謝金以外の雇上げ賃金

※例 調査結果入力作業、事務作業の雇用など